

# 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等 対象地域の方に対する一部負担金の免除措置の延長について

川崎市国民健康保険

平成31年3月1日以降も、以下の方については、  
引き続き、医療機関等での窓口負担は免除となります。

## 1. 窓口負担の免除を受けられる対象者と期限

### (1) 帰還困難区域等（※1）の方

→平成32年2月29日まで

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

### (2) 上位所得世帯（※2）以外の旧避難指示区域等（※3）の方

→平成32年2月29日まで

（※2）世帯の国民健康保険被保険者全員（擬制世帯主を除く）の総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額の合計額が600万円を超える世帯

（※3）平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点含む）及び平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（特定避難勧奨地点含む）、平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等

（注）旧避難指示区域等の対象者の方には、まず有効期限が平成31年7月31日までの免除証明書を交付し、後日、上位所得世帯以外の方に平成31年8月1日以降の免除証明書を交付します。

## 2. 窓口負担の免除を受けられるための手続

○平成31年3月1日以降も、窓口負担の免除を受けするためには、  
**有効期限が切れていない免除証明書**を窓口で提示する必要があります。

（注）すでに川崎市国民健康保険から有効期限が平成31年2月28日までの免除証明書が交付されている方へは、上記免除証明書をお住まいの区の区役所保険年金課・支所区民センター保険年金係から郵送します。なお、転入等により新たに川崎市国民健康保険に加入した上記対象者の方は申請が必要になります。

◎次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食費、居住費
- ・被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術等